

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月
小 牧 市

目 次

目次

| | |
|---|----|
| 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 | 1 |
| 1. 小牧市の農業の現状 | 1 |
| 2. 小牧市の農業構造の現状及び見通し | 1 |
| 3. 農業経営の目標 | 1 |
| 4. 農業経営基盤の強化の方策 | 2 |
| 5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標 | 3 |
| 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 | 5 |
| 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 | 8 |
| 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項 | 12 |
| 1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方 | 12 |
| 2. 市町が主体的に行う取組 | 12 |
| 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 | 13 |
| 1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 | 13 |
| 2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 | 13 |
| 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 | 14 |
| 1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項 | 14 |
| 2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 | 14 |
| 第6 その他 | 23 |

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 小牧市の農業の現状

本市は、愛知県の北西部、名古屋市の北方約15kmに位置し、地形的には北東部の山地とこれに続く篠岡地区が丘陵を形成し、中央から西部は木曾川の沖積平野となっている。その立地条件を生かして西部地区の米麦・野菜を中心とした耕種農業、東部丘陵地の果樹・畜産農業と盛んであったが、農家の経営規模は縮小傾向が続き、農家構成は自給的農家が大多数を占めている。また、農業粗生産額も昭和50年を境に低下傾向にある。

今後、水田農業においては、良質米の生産を基本として効率的な生産システムの確立を図り、野菜・果樹等の畑作農業にあつては、栽培技術の向上と生産・出荷組織の整備を進め、直販体制の確立を図るとともに、地域の非農家による援農作業者の育成、新種桃のブランド化に努める。

また、農業生産展開の基盤となる農用地の確保を基本とし、農業振興地域整備計画に即した秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2. 小牧市の農業構造の現状及び見通し

本市の農業は、昭和40年代を境にして積極的に工場や住宅団地の誘致を図ってきたことや、国の高度経済成長政策による人口の都市集中及び東名・名神高速道路、中央自動車道の開通に伴い交通主要型都市へ成長したことにより、農業労働力の第2・3次産業への流出をもたらす、農業者の高齢化と後継者の減少等が問題となっている。

また、同時に進行した人口急増や事業所、工場の立地による都市化現象は、農村地域に農用地の減少や土地利用の混在化をもたらす結果となった。

こうした中で農用地の資産的保有傾向が強く、利用集積は大きな進展をみないまま推移してきたが、近年、機械更新時や世代交代等を機に農用地の利用集積が進む可能性が高まっている。

3. 農業経営の目標

本市は、このような地域の農業構造の現状及び見通しの下に、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものになるよう、令和14年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成・強化を図る。

具体的な経営の指標は、現に本市及び周辺市町で展開している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得を得られるだけの年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとし、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域の他産業従事者と概ね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す意欲ある人材を確保・育成する。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の農業労働時間・農業所得目標

| 農業労働時間 | 農業所得 | 備考 |
|----------------------------|---|---|
| 主たる従事者1人当たり 年間概ね1,800時間 | 主たる従事者1人当たり 年間概ね400万円 基幹経営体当たり 年間概ね800万円 | ※基幹経営体 経営規模から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる効率的かつ安定的な農業経営体（主たる従事者2人を想定） |

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の農業労働時間・農業所得目標

| 農業労働時間 | 農業所得 | 備考 |
|----------------------------|--------------------------|--|
| 主たる従事者1人当たり 年間概ね2,000時間 | 主たる従事者1人当たり 年間概ね250万円 | 地域の他産業従事者と概ね同等の年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ実現可能な所得目標とする |

4. 農業経営基盤の強化の方策

本市は、将来の農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るための自主的な努力を支援することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに必要な次の農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

本市は、小牧市地域農業再生協議会、尾張中央農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、愛知県尾張農林水産事務所、小牧市農業委員会（以下「農業委員会」という。）及び各土地改良区等の関係機関・団体が役割分担を明確にした上で、十分な相互連携を図り、農業経営について適切な指導を行うための体制として、JA尾張中央（春日井市・小牧市）地域担い手育成総合支援協議会（以下「地域担い手育成総合支援協議会」という。）を活用することにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。更に、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画（以下「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた基幹経営体（以下「認定農業者」という。）、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や生産組織（以下「意欲的な農業者等」という。）及びこれら周辺農家に対して、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来について判断するため農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう関係機関・団体が、誘導するとともに、経営改善に向けた取組を実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、規模拡大による経営発展を図ろうとする意欲的な農業者等に対しては、関係機関・団体がそれぞれ有する農業者情報や農用地情報を本人から承諾を得て、情報共有し、農用地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけ農用地の利用集積を進める。

また、これらの農用地の利用集積に関しては、土地利用調整を集団化・連担化した条件で意欲的な農業者等に農用地が利用集積されるよう努める。特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、

農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して、農用地の利用集積を推進する。

なお、意欲的な農業者等が不足する地域においては、農業協同組合、農業協同組合の出資法人等による農作業受託機能の強化を図るとともに、農家子弟を始め、Uターン者、定年帰農者、新規参入者（企業等を含む）など、多様な就農・援農を促進することにより、地域農業の維持を図る。

また、併せて集約的な経営展開を支援するため愛知県尾張農林水産事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作物の導入を推進する。

生産組織は、効率的な生産単位の形成、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）等への発展母体として重要な位置づけをもっている。オペレーター育成、作業受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結を通じた経営参画を促進するとともに、農業委員や農業協同組合の役員等への登用、人・農地プラン及び地域計画の検討等、地域農業の政策・方針決定の場への参画を促進し、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める。

法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を本市の農業を支える基幹的な担い手の中心に位置づけ、計画の実現に向けて、関係機関・団体の支援による認定農業者への農用地の利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとする。

このため、本市が主体となって、関係機関・団体に協力を求めつつ、農業経営改善計画の有効期間の中間年（3年目）及び満了年（5年目）を迎える認定農業者に対する計画の実践状況の把握、検証を確実に行うこととする。

5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

（1）新規就農の現状

本市の令和2年度の新規就農者はなく、農業従事環境等の理由から伸び悩んでいる。そのため、従来からの基幹作物である水稲や桃、ぶどう等の産地としての生産量の維持、耕作放棄地の発生抑制を図っていくために、将来にわたって意欲的な農業者等を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

（2）農業経営の目標及び新規就農者の確保・育成目標

（1）に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を設定し、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

また、「愛知県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げられた新規就農者の確保目標年間200人を踏まえ、本市においては年間2人の新規就農者の確保を目標とする。

（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

第1の3に示したような農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため就農希望者に対して、農用地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については愛知県尾張農林水産事務所や農業協同組合が重点的な指導を行うなど、関係機関・団体が密接に連携を図り、計画的な就農を支援する。また、新規就農者に対しては、地域の組織活動への誘導を図り、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に掲げた目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

主要な営農類型は、主たる従事者2人による経営体を想定した「基幹経営体」及び参考として農業所得800万円を確保した基幹経営体が、更なる所得向上（目標所得約1,400万円）を目指すモデルとして「ステップアップ経営体」について示す。

(1) 基幹経営体

(農業経営の指標の例)

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の態様 |
|--------------|--|--|---|--|
| 水稲 主 体 | 〈労働力〉 主たる従事者 2名 雇用 1名 〈経営面積〉25ha 内訳 水稲 15ha 加工用米 10ha 〈作業受託面積〉 作業受託 45ha | 〈資本設備〉 (大・中型機械化体系) トラクター 2台 (43PS) ブロードキャスター 1台 乗用田植機 (側条施肥6条) 1台 自脱型コンバイン (5条) 1台 乗用管理機 1台 トラック(軽四含) 3台 ロータリー 2台 (その他) ・稲・麦輪作体系の導入 ・地域営農システム導入 ・水田の面的集約 ・省力施肥法の導入 | ・青色申告の実施 ・複式簿記による経営財務管理の実施 ・生産管理の徹底 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・後継者、新規従事者等への研修制度の充実 |
| 果樹 主 体 | 【桃】 〈労働力〉 主たる従事者 2名 雇用 3名 〈経営面積〉 1.6ha | 〈資本設備〉 スピードプレイヤー 1台 小型管理機 1台 小型トラック 1台 動力噴霧器 1台 農作業小屋 1戸 収穫台車 1台 〈その他〉 低樹木栽培品種の適正化 | ・青色申告の実施 ・複式簿記による経営財務管理の実施 ・生産管理の徹底 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 |

| | | | | |
|------|---|---|---|--|
| | <p>【ぶどう】</p> <p>〈労働力〉 主たる従事者 2名 雇用 4名</p> <p>〈経営面積〉 1.3ha (内ハウス 20a)</p> | <p>〈資本設備〉 スピードプレイヤー 1台 小型トラック 1台 トラクター 1台 動力噴霧器 1台 農作業小屋兼直売所 1戸 ハウス 20a</p> <p>〈その他〉 消費動向に合った品種構成と作型導入</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・複式簿記による経営財務管理の実施 ・生産管理の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 |
| 畜産主体 | <p>【養鶏（採卵鶏）】</p> <p>〈労働力〉 主たる従事者 2名 雇用 1名</p> <p>〈成鶏常時羽数〉 20,000羽</p> | <p>〈資本設備〉 ウインドレス鶏舎 1式 鶏卵直売所 1棟 フォークリフト 1台 トラック 1台 鶏糞処理施設 1式</p> <p>〈その他〉 鶏卵の直売実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記による経営財務管理の実施 ・生産管理の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 |
| | <p>【養豚（一貫経営）】</p> <p>〈労働力〉 主たる従事者 2.5名</p> <p>〈常時飼養頭数〉 100頭</p> | <p>〈資本設備〉 分娩舎 1棟 育成舎 1棟 肉豚舎 2棟 倉庫 1棟 浄化槽 1式 ふん発酵施設 1式 トラック 1台 ダンプ 1台 ショベルローダ 1台</p> <p>〈その他〉 ・エコフィード利用による低コスト生産 ・母豚1頭あたり年間出荷頭数23頭</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記による経営財務管理の実施 ・生産管理の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 |
| | <p>【養豚（肥育経営）】</p> <p>〈労働力〉 主たる従事者 2名 従たる従事者 1名 雇用 1名</p> <p>〈常時飼養頭数〉 400頭</p> | <p>〈資本設備〉 肉豚舎 1棟 倉庫 1棟 浄化槽 1式 ふん発酵施設 1式 トラック 1台 ダンプ 1台 ショベルローダ 1台</p> <p>〈その他〉 ・エコフィード利用による低コスト生産</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記による経営財務管理の実施 ・生産管理の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 |

(2) ステップアップ経営体

(農業経営の指標の例)

| 営農 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の態様 |
|------------------|--|--|---|---|
| 水 稲 主 体 | <p>〈労働力〉</p> <p>経営者 1名 給与受給者 1名 給与受給者(短期 間) 3名</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>85ha</p> <p>内訳</p> <p>水稲移植 20ha 水稲直播 20ha</p> <p>〈作業受託面積〉</p> <p>作業受託 45ha</p> | <p>〈資本設備〉</p> <p>(大・中型機械化体系)</p> <p>トラクター(40PS) 5台 トラクター(70PS) 2台 ロータリー 5台 ブロードキャスター 2台 乗用田植機(側条施肥8条) 3台 自脱型コンバイン(5条) 3台 乗用管理機 1台 軽トラック 2台 2トントラック 1台 4トントラック 1台 不耕起播種機(10条) 2台 ミキサー 1台 溝きり機 2台 フォークリフト 1台 畦塗り機 2台 ハロー 3台 モア 2台 ライムソア 2台 倉庫 500㎡ 育苗施設 2ライン</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 稲・麦輪作体系の導入 ・ 地域営農システムの導入 ・ 水田の面的集約 ・ 省力施肥法の導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理会計の導入 ・ 労働力配分の適正化 ・ パソコンによるほ場、作業管理 ・ 常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・ 短時間労働者の労務管理 ・ 法人化、就業規則の整備 ・ 社会保険等の加入 ・ コンプライアンスの徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 給与受給者(短時間を含む)の安定確保 |

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3に掲げた目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

(1) 個別経営体

(農業経営の指標の例)

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の態様 |
|--|---|--|-------------------|----------------------|
| キャベツ 主体経営 平坦部地域 | <労働力> 従事者数 ・家族 1人 <経営面積> 畑 120a <作付面積> キャベツ 120a スイートコーン 60a | <資本装備> トラクター (25ps) 半全自動移植機 1台 ロータリー 1台 サブソイラー 1台 プラウ 1台 管理機 1台 動力噴霧器 1台 灌水装置 1式 収穫台車 1台 トラック 1台 軽トラック 1台 倉庫兼作業場 100㎡ 育苗ビニールハウス 150㎡ | ・規模拡大を目指した経営分析の実施 | ・作業労力の分散 ・雇用の導入検討 |
| <導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・省力機械の取得 (中古を含む) ・基本的栽培技術習得、品質向上・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・市場への個選出荷 | | ・堆肥による土作り (2年に1回) ・スイートコーンは直まき栽培 ・全量段ボール出荷 | | |

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の態様 |
|-----------------------------------|--|--|--|----------------------|
| ナス 専作経営 (夏秋ナス) 平坦部地域 | <労働力> 家族 1人 ・給与受給者(短時間) 1人 <経営面積> 畑 13a <作付面積> ナス 13a | 軽トラック 1台 作業場 50㎡ 管理機 1台 動力噴霧機 1台 灌水装置 1式 刈り払い機 1台 | ・規模拡大を目指した経営分析の実施 | ・作業労力の分散 ・雇用の導入検討 |
| | <導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・省力機械の取得(中古を含む) ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・鳥獣害対策の実施 ・市場への個別出荷 ・防風ネット | | ・購入苗(成苗)の利用 ・環境保全技術の導入(IPM、土壌診断等) ・GAP手法の導入 ・収穫ピークに雇用導入 | |
| ハクサイ スイカ 複合経営 平坦部地域 | <労働力> 家族 1人 ・給与受給者(短時間) 1人 <経営面積> 畑 83a <作付面積> ハクサイ 80a スイカ 80a | <資本装備> 育苗ビニールハウス 150㎡ ビニールハウス 150㎡ 動力噴霧機 1台 トラクター(25ps) 1台 軽トラック 1台 管理機 1台 リバーシブルプラウ 1台 サブソイラー 1台 ライムソワー 1台 収穫台車 1台 散水チューブ 5セット | ・規模拡大を目指した経営分析の実施 | ・作業労力の分散 ・雇用の導入検討 |
| | <導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・省力機械の取得(中古を含む) ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・市場への個選出荷 | | ・秋冬ハクサイ(11~12月どり) ・トンネルスイカ(6~7月どり) ・秋冬ハクサイは紙ポット(ナウエル)育苗、幼苗定植(手植え) ・スイカは自家育苗、接ぎ木栽培 | |

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の態様 |
|------------------------|--|---|---|----------------------|
| ミニトマト 専作経営 平坦部地域 | <労働力> 家族 1人 ・給与受給者(短時間) 1人 <経営面積> 畑 10a <作付面積> ミニトマト 10a | <資本装備> 鉄骨ビニールハウス 1,000㎡ 作業場 50㎡ 軽トラック 1台 トラクター 1台 管理機 1台 温風暖房機 1台 動力噴霧器 1台 ミニトマト選果機 1台 | ・規模拡大を目指した経営分析の実施 | ・作業労力の分散 ・雇用の導入検討 |
| | <導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・養液栽培システムの導入 ・基本的栽培技術習得、品質向上・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・市場への個選出荷 | | ・促成長期作 ・購入苗(成苗)、選果機の利用・2本仕立て栽培による育苗費の削減 ・収穫ピークに雇用導入 | |
| イチゴ 専作経営 平坦部地域 | <労働力> 家族 1人 ・給与受給者(短時間) 1人 <経営面積> 畑 18.5a <作付面積> イチゴ 16a | <資本装備> 鉄骨ビニールハウス 1,600㎡ 育苗ハウス 250㎡ 作業場 20㎡ 空中採苗システム 250㎡ 温風暖房機 1台 予冷库 1台 動力噴霧機 1台 軽トラック 1台 炭酸ガス発生装置 1台 | ・規模拡大を目指した経営分析の実施 | ・作業労力の分散 ・雇用の導入検討 |
| | <導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・高設栽培システムの導入 ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 | | ・直売を主体とした販売 ・収穫ピークに雇用導入 | |

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の態様 |
|---------------------------------------|---|---|---|--|
| イチジク 主体経営 (補完露地野菜) 平坦部地域 | <p><労働力></p> 家族 1人 ・給与受給者 (短時間) 1人 | <p><資本装備></p> 雨よけハウス 30a かん水施設 30a 作業場 100㎡ 収穫台車 1台 トラクター 1台 トラック 1台 動力噴射機 1台 | <ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大を目指した経営分析の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・作業労力の分散 ・雇用の導入検討 |
| | <p><経営面積></p> 畑 50a <p><作付面積></p> イチジク 30a スイートコーン 20a ニンジン 20a | <p><導入が望ましい経営形態及び生産管理等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設栽培を目指した施設の取得(中古を含む) ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・農協共選共販体制に即した生産と販売 | <ul style="list-style-type: none"> ・イチジクは簡易雨よけ施設栽培、農協共同出荷。 ・野菜は農協出荷、共販組織が無い場合は直売所で販売。 | |
| モモ・ナシ 複合経営 平坦部地域 | <p><労働力></p> 家族 1人 ・給与受給者(短時間) 2人 | <p><資本装備></p> ナシ棚 50a 黄色高圧ナトリウムランプ 80a パワーショベル 1台 収穫台車 1台 トラクター 1台 トラック 1台 作業場 100㎡ 乗用モーター 1台 スピードプレイヤー 1台 | <ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大を目指した経営分析の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・作業労力の分散 ・雇用の導入検討 |
| | <p><経営面積></p> 畑 80a <p><作付面積></p> モモ早生 20a モモ中生 10a 幸水 20a あきづき 20a 新高 10a | <p><導入が望ましい経営形態及び生産管理等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・省力機械の取得(中古を含む) ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・農協共選共販体制に即した生産と販売 | <ul style="list-style-type: none"> ・低樹高仕立て導入による規模拡大と労働時間短縮 ・黄色高圧ナトリウムランプによる防除回数軽減と秀品率向上 ・非破壊センサー付き共同選果場へ出荷 | |

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農産物を安定的に生産し続けるためには、農業経営の継続・発展を目指す意欲的な農業者等を支援し、新規就農者、青年農業者及び女性農業者等を確保し、育成していく必要がある。

このため、第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に即して、意欲的な農業者等が主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、新規就農希望者が安心して就農し定着することができるよう、関係機関・団体と連携して一貫した支援を実施する。

さらに、生産現場に必要な人材の確保に向け、関係機関・団体との連携により、他産業退職者、高齢者、障害者等の多様な人材の活用を推進する。

加えて、生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、農業生産を下支えする観点から、地域の非農家による援農作業者の育成等を支援する。

2. 市町が主体的に行う取組

他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる効率的かつ安定的な農業経営体の育成に向けて、農業経営の継続・発展を目指す意欲ある経営体に対して、関係機関・団体の専門家と連携し、法人化や経営の多角化などの手法による経営改善を推進する。

新規就農希望者に対する農業体験講座の実施及び地域の非農家による援農作業者の育成を支援する。

農業を担う者を幅広く確保するため、ホームページ等を活用する。

3. 関係機関との連携・役割分担の考え方

関係機関・団体が連携し、情報の提供、就農定着する上でのサポートを行う。

愛知県尾張農林水産事務所及び農業協同組合は、農業を担う者に対する作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、各種融資の相談をはじめ、経営支援や就農に関する相談に対応する。また、必要に応じて農業機械・施設の貸与等のサポートを行う

農地中間管理機構、農業委員会は、農用地等に関する農業を担う者からの相談対応や情報の提供、紹介・あっせん等を行う。

4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

就農に向けた情報提供及び就農相談については農起業支援ステーション（愛知県立農業大学校内に設置）及び尾張農起業支援センター（愛知県尾張農林水産事務所普及課内に設置）、生産や経営に関する知識・技術の習得については愛知県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては愛知県尾張農林水産事務所、農業協同組合など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

| 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標 | 備考 |
|---|--|
| 概ね50%以上 | 1 シェアの算定に当たっての分母とする農用地は、耕地面積とする。 2 農用地の利用面積には農作業受託面積（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他作目については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を三作業以上実施している農作業受託面積を含む。）を含む。 3 シェアの算定に当たっての分子とする農用地は、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準達成者及び集落営農経営が利用集積（自己所有、借入及び特定農作業受託）をしている面積とする。 |

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営における農用地の利用集積の割合が高まるように関係機関・団体が連携し、人・農地プラン及び地域計画を通じ、今後の地域農業のあり方について、合意形成をめざす中で、意欲的な農業者等に対し、人・農地プラン及び地域計画でまとめられた地域の方針の検証・改善を通じて、意欲的な農業者等に対し、利用権の設定等や農地中間管理機構による農地中間管理事業等の活用により、分散する農用地の利用集積を促進していく。

2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標を達成するため、関係機関・団体の役割分担と緊密な連携の下、今後、意欲的な農業者等の状況等に応じ、地域の地理的自然条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農用地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関・団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに農用地の利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積の対象者の間の協議・調整を行うため、地域担い手育成総合支援協議会を活用し、積極的に協議・調整を行う。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、愛知県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市の農業の地域特性、即ち、多様な農業生産の展開、高齢化などの特徴を十分踏まえて以下の方針に沿って、農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

ア. 人・農地プラン及び地域計画による担い手への農用地利用集積事業

イ. 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

ウ. 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

エ. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業

オ. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事業

カ. 利用権の設定等

キ. 農地中間管理事業の推進に関する事業

ケ. その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地中間管理事業の実施を促進する事業については、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域を除いた本市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、利用集積が図れるよう努めるものとする。

以下、各個別事業については、次のとおりである。

1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

本市は、地域計画策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関・団体と連携しながら、他の農業関係者の集まりの活用を模索し、適切な協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行う。

地域計画に基づいて農用地の集積状況について進捗管理を毎年実施する。

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を支援するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に

関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知)参考様式第6-1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更について準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していること等農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第21

9号。)第11条に掲げる要件に該当する者に限る。以下「特定農業団体」という。)を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める

② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが農用地利用改善事業の実施に関し、愛知県尾張農業改良普及課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、援助を求めてきたときは、地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他のを受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は担い手の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託からの特定作業受委託、更には利用権の設定への移行の推進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業の受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口を開設し、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、本市及び農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4. 利用権の設定等に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき条件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農用地の利用集積を図るために必要な場合又は、近い将来農業後継者が確保できることが確実である場合等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用する

ため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権設定等を受ける場合、農地中間管理事業又は法第7条第1項に規定する特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し、定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)による改正前の農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第5条で定める者を除く。)は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
 - ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められること。
 - ウ その者が、法人である場合にあつては、その法人の業務執行役員等(農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。)のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。)が当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受けるときは、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が、主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権の設定等により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益

の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（３）開発を伴う場合の措置

① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から②のアからウの要件を判断するために必要な事項を記載した開発事業計画書を提出させる。

② 本市は、①の開発事業計画書が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（４）農用地利用集積計画の策定期期

① 本市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。（法附則第2条によりみなされる場合は不要）

② 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 本市の全部又は一部をその区域とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ 本市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地中間管理機構は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権の設定等が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 本市は、(5)の②から④の規定による土地改良区、農用地利用改善団体、農業協同組合又は農地中間管理機構からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、本市は農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及び現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のイに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係(①に規定する者が法第4条第4項に規定する特定法人である場合には、実施主体等との協定に違反した場合、実施主体は賃貸借又は使用貸借を解除することができる旨の条件を含む。)

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及びその支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に

係る法律関係

- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者及び当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得るものとする。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意で足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円滑な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)による改正前の法(以下、「旧法」という。)第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等(農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。)のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにも関わらず、これらの権利の設定した者が賃貸借または使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用計画のうち取消しに係る部分を掲示板への掲示その他の所定の手段により公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図れないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるものの他、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成12年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成18年10月16日に一部改正する。
- 2 この基本構想は、平成22年6月10日に一部改正する。
- 3 この基本構想は、平成26年9月19日に一部改正する。
- 4 この基本構想は、平成28年12月21日に一部改正する。
- 5 この基本構想は、令和3年12月10日に一部改正する。
- 6 この基本構想は、令和5年 月 日に一部改正する。

別紙Ⅰ（第5の4の（1）の⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

ア 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・改正前の法第18条第3項第2号イに掲げる事項

イ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

ア 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

イ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

ア 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の4の（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

| ① 存続期間 （又は残存期間） | ② 借賃の算定基準 | ③ 借賃の支払方法 | ④ 有益費の償還 |
|--|---|--|---|
| <p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないとは認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができない。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の途中において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p> | <p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた借賃料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定めら</p> | <p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p> | <p>1 農用地利用集積計画においては、利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市が</p> |

| | | | |
|--|---|--|-----------------------------------|
| | れる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。 | | 認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。 |
|--|---|--|-----------------------------------|

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

| ① 存続期間 (又は残存期間) | ② 借賃の算定基準 | ③ 借賃の支払方法 | ④ 有益費の償還 |
|--------------------|---|-----------|----------|
| Iの①に同じ。 | 1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。 | Iの③に同じ。 | Iの④に同じ。 |

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

| ①存続期間 | ②損益の算定基準 | ③損益の決済方法 | ④有益費の償還 |
|---------|--|---|---------|
| Iの①に同じ。 | <p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p> | Iの③に同じ。 この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。 | Iの④に同じ。 |

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

| ①対価の算定基準 | ②対価の支払方法 | ③所有権の移転の時期 |
|---|--|---|
| 土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。 | 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。 | 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 |